

公立大学法人横浜市立大学産官学協力講座に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日規程第 79 号

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日規程第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における産官学協力講座の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 産官学協力講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の自主性及び主体性の下に設置運営することにより、本学における教育研究の豊富化・活発化に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程における産官学協力講座とは、民間等からの寄附によって、特任教員の謝金、研究費、旅費など、その運営に必要な経費を賄うもので、産業界、地方公共団体等、及び本学が協力して教育研究を実施するものをいう。

(名称)

第 4 条 産官学協力講座には、当該講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 産官学協力講座の名称について、寄附者から申出のあった場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第 5 条 産官学協力講座の設置の申込みをしようとする者は、別に定める産官学協力講座寄附申込書を、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、産官学協力講座の設置の申込みの受入れ決定にあたっては、研究・産学連携推進センターにおいて審議のうえ、決定する。

3 前項の受入れ決定があった場合は、理事長は産官学協力講座寄附申込者へ、別に定める産官学協力講座受入れ承諾書によって通知するものとする。

(存続期間等)

第 6 条 産官学協力講座の存続期間は、原則として 2 年以上 5 年以下とし、毎年度の予算において定めるものとする。

2 前項の存続期間は、更新することができる。更新の手続きは設置の例による。

(成果の公表)

第 7 条 理事長は、産官学協力講座の存続期間が終了したときは、その研究成果を取りまとめ、公表するものとする。

(産官学協力講座の教員等)

第 8 条 産官学協力講座を担当する教員等は、次の各号のひとつに該当する者とする。

(1) 本学教員

(2) 本学の特任教員並びに各専門分野に精通した者で、理事長が委嘱した者

(経費等)

第9条 産官学協力講座に係る経費は、奨学寄附金として受け入れ、支出及び経費の執行については、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程」に基づいて行うものとする。

(継続の可否)

第10条 理事長は、やむを得ない事由により産官学協力講座の継続に支障が生じたときは、産官学協力講座の設置の申込みを行ったものと協議して当該講座の継続の可否又は内容の変更等について決めることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、産官学協力講座に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第43号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。